

各務原市骨髓等ドナー支援事業助成金交付要綱

(平成28年10月14日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髓バンク（以下「財団」という。）が実施する骨髓バンク事業において、骨髓若しくは末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）を提供した者又はその者を雇用している事業所に対して骨髓等ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、他の地方公共団体、民間の団体等から同種の助成を受けていないものに限る。

- (1) 財団が実施する骨髓バンク事業において、骨髓等を提供し、これを証明する書類の交付を受けた者であって、骨髓等の提供時において市内に住所を有するもの（以下「ドナー」という。）
- (2) 骨髓等の提供に係る有給休暇（以下「ドナー休暇」という。）の制度を設けている事務所であって、ドナーが骨髓等の提供を完了した日において当該ドナーを雇用しているもの（以下「雇用事業所」という。）

(助成金の額)

第3条 ドナーに対する助成金の額は、次に掲げる通院又は入院の日数に2万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髓等の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髓等の採取のための入院
- (4) その他骨髓等の提供に関し財団が必要と認める通院又は入院

2 雇用事業所に対する助成金の額は、当該雇用事業所によりドナー休暇を付与された前項各号に掲げるドナーの通院又は入院の日数に1人当たり1万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髓等の提供につき1人当たり7万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするドナーは、医療機関での骨髓等の採取が完了

し、当該医療機関を退院した日の翌日から起算して90日以内に、各務原市骨髓等ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

（1）財団が発行する骨髓等の提供の証明書

（2）その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする雇用事業所は、ドナーの骨髓等の採取が完了し、ドナーが当該医療機関を退院した日の翌日から起算して90日以内に、各務原市骨髓等ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（雇用事業所用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

（1）財団が発行する骨髓等の提供の証明書

（2）ドナー休暇付与申告書（様式第3号）

（3）ドナーとの雇用関係が確認できる書類

（4）その他市長が必要と認める書類

（決定の通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の適否を決定し、各務原市骨髓等ドナー支援事業助成金交付・不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請をしたもの（次条において「申請者」という。）に通知するものとする。

（助成金の交付）

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（手続の省略）

第7条 規則第19条の規定により、規則第4条の規定による補助金の交付の申請及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第11条の規定による実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

（助成金の返還）

第8条 市長は、虚偽その他の不正な手段により助成金の交付を受けたものに対し、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、同日以後に骨髄等の提供が完了した者について適用する。

附 則（令和3年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市骨髄等ドナー支援事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に骨髄等の提供が完了した者に係る助成金について適用する。

附 則（令和4年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市骨髄等ドナー支援事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に骨髄等の提供が完了した者に係る助成金について適用する。

（宛先）各務原市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

各務原市骨髄等ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）

骨髄等ドナー支援事業助成金の交付を受けたいので、各務原市骨髄等ドナー支援事業助成金交付要綱第4条第1項の規定により下記のとおり申請します。

また、助成金の交付の決定があったときには、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

1. 申請内容

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
骨髄等を提供した時点の住所	〒		
骨髄等采取了日	年 月 日	申請金額	円
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで (うち助成金の対象となる日： 日分)		

2. 振込先

※申請者本人の口座に限る。

振込先金融機関名	銀行 金庫 本店 支店 農協 組合 出張所
預金の種類 口座番号	普通 預金 口座番号
フリガナ	
口座名義人氏名	

3. 添付書類

日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供の証明書

その他（)

4. 確認事項（内容をご確認の上、を入れてください。）

上記の骨髄等の提供に関し、他の地方公共団体、民間の団体等から同種の助成を受けていない。

（宛先）各務原市長

申請者 所在地

事業所名

電話番号

各務原市骨髄等ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（雇用事業所用）

骨髄等ドナー支援事業助成金の交付を受けたいので、各務原市骨髄等ドナー支援事業助成金交付要綱第4条第2項の規定により下記のとおり申請します。

また、助成金の交付の決定があったときには、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

1. 申請内容

骨髄等提供者氏名	
申請金額	円
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで (うち助成金の対象となる日： 日分)

2. 振込先 ※口座名義人は、助成金交付申請者名（事業所名）と一致させてください。

振込先金融機関名	銀行 金庫 本店 支店 農協 組合 出張所
預金の種類 口座番号	普通 預金 口座番号
フリガナ	
口座名義人氏名	

3. 添付書類

- 日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供の証明書
 ドナー休暇付与申告書（様式第3号）
 ドナーとの雇用関係が分かる書類（在職（就労）証明書、労働条件通知書など）
 その他（ ）

4. 確認事項（内容をご確認の上、を入れてください。）

- 上記の骨髄等の提供に関し、他の地方公共団体、民間の団体等から同種の助成を受けていない。

5. 上記の助成金に係る事業所に勤務し、又は所属するドナー本人の同意

※必ずドナー本人に記入してもらってください。

私が各務原市骨髄等ドナー支援事業助成金交付要綱第2条第1号に規定する交付対象者（骨髄等の採取を行った時において各務原市の住民であること等）であることを確認するため、私の住民基本台帳に記録された事項について各務原市が閲覧し、又は関係機関に照会することに同意します。

氏 名 _____
 住 所 _____
 生年月日 _____ 年 月 日

ドナー休暇付与申告書

1. 骨髄等提供者氏名

2. 提供に要した期間 年 月 日 ～ 年 月 日
骨髄等を採取した日 年 月 日

対象期間 (ドナー休暇 付与期間)	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日

以下のことを申告します。

- 1 骨髄等提供者が骨髄等の提供を完了した日において、当該骨髄等提供者を雇用して
いました。
- 2 骨髄等の提供に要した期間について、上記のとおりドナー休暇を付与しました。

年 月 日

所在地 _____

事業所名 _____

代表者氏名 _____

各 第 号
年 月 日

様

各務原市長

印

各務原市骨髓等ドナー支援事業助成金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった各務原市骨髓等ドナー支援事業助成金の交付申請について、下記のとおり決定しましたので、各務原市骨髓等ドナー支援事業助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

審査結果	交 付	不 交 付
交付金額	円	
特記事項		